

国家戦略道路占用事業 エリアマネジメントに係る道路法の特例

森の京都「京丹波」の「道の駅なごみ」において、道路法の特例（道路占用許可基準の緩和※）の活用により、**道路空間を利用したサイクルポートやオープンカフェ等を設置**し、自転車競技やサイクリングを楽しむ方等の利便性を図り、地域の賑わい創出を実現する。

※余地要件(当該道路敷地以外に適切な場所がないこと)の適用を除外

- 実施主体 一般財団法人和知ふるさと振興センター（京丹波町）
- 実施内容 自転車駐車器具の設置
オープンカフェ・露店の設置
レンタルサイクルの設置
- 運営開始 2019年度内

